

大和市告示第34号

大和市商店街活性化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年2月25日

大和市長 古谷田 力

大和市商店街活性化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成21年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の規定に基づき」を「に定めるもののほか」に改める。

第2条中「中小商業者」を「中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）」に改め、同条第3号中「商業者団体」を「団体（商業、サービス業等を営むものによって組織された団体に限る。）」に改める。

第3条を削る。

第4条中「補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、「補助要件等」を「補助事業、補助対象経費及び補助金の額」に、「別表第1」を「別表」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「補助金の交付を受けようとする者」を「申請者」に、「別表第2」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 全体計画書（当該補助事業の概要、必要性、実施により期待される効果等を記したものをいう。）
- (2) 申請者の定款又は規約
- (3) 申請者の会員名簿
- (4) 道路占用許可書、建築確認済証その他の補助事業の実施に必要な許可書の写し
- (5) 補助事業の実施手順を記載した実施概要
- (6) その他市長が必要と認める書類

第5条を第4条とする。

第6条中「補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）」を「補助事業者」に、「次に掲げる」を「補助対象経費の領収書の写し及び補助事業の実施が確認できる写真その他の市長が必要と認める」に改め、同条各号を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第7条とする。

別表第1を次のように改める。

別表（第3条関係）

補助事業		補助対象経費	補助金の額
1 C I プ ラン策定 事業	特色ある商店街づくりのために、当該商店街の認知度を上げ、又は他との差別化を図る情報発信等を行うための計画を策定する事業であって、商店街団体が実施するもの	当該年度内に実施する補助対象事業に要する経費の合計。ただし、旅費及び飲食	補助対象経費に係る実支出額に10分の3を乗じて得た額又は5,000,000円のいずれか少ない方の額
2 商店街 催事等事 業	次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 商店街の活性化と個店の販売を促進するために、商店街団体が計画的に実施するイベント事業 (2) 社会経済情勢を把握し、その対応を検討するために商店街団体が計画的に実施する研修会等の開催事業 (3) 地域住民とのコミュニケーションを図るために、商店街団体が計画的に実施する消費者懇談会、消費者モニター制度等の消費者参加事業	に係る経費を除く。	補助対象経費に係る実支出額又は50,000円のいずれか少ない方の額
3 その他 市長が適 当と認め るもの	商店街の活性化推進に資する事業として市長が特に認めたもの		補助対象経費に係る実支出額に10分の3を乗じて得た額又は5,000,000円のいずれか少ない方の額

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定により交付した補助金に係る返還については、なお従前の例による。